

答 申 第 1 号  
令和4年7月26日

芦屋市長 伊藤 舞 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 島 田 茂

芦屋市個人情報保護条例第40条第3項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年2月22日付け芦総課第4616-1号、令和4年2月22日付け芦総債第827-1号及び令和4年2月22日付け芦市民第2737-1号による下記の諮問について、以下のように答申します。

#### 記

「大阪府泉南府税事務所長から芦屋市長に宛てられた照会書（○第○号○年○月○日）により、情報提供協力を行い（応諾）、また、その回答したものに含まれる私の全ての個人情報及びこの応諾・回答を行うことの意味決定をした経緯（理由・必要性・根拠法令等）」についてなされた令和4年1月7日付け個人情報開示決定処分、個人情報部分開示決定処分及び個人情報不存在決定処分に対する審査請求に関する諮問

## 第1 審査会の結論

芦屋市総務部課税課、芦屋市総務部債権管理課及び芦屋市市民生活部市民課(以下「実施機関」という。)が、令和3年12月23日付け個人情報開示請求について、令和4年1月7日付けで芦総課第4235-1号個人情報部分開示決定処分、芦総課第4235-2号個人情報不存在決定処分、芦総債第672-1号個人情報部分開示決定処分、芦総債第672-2号個人情報開示決定処分、芦総債第672-3号個人情報不存在決定処分、芦市民第2397号個人情報部分開示決定処分及び芦市民第2397号個人情報不存在決定処分(以下「本件処分」という。)を行ったことは妥当である。

## 第2 事案の経過

- 1 審査請求人は、令和3年12月23日付けで芦屋市個人情報保護条例(平成16年芦屋市条例第19号。以下「条例」という。)第18条第1項の規定に基づき、「大阪府泉南府税事務所長から芦屋市長に宛てられた照会書(○第○号○年○月○日)により、情報提供協力を行い(応諾)、また、その回答したものに含まれる私の全ての個人情報及びこの応諾・回答を行うことの意味決定をした経緯(理由・必要性・根拠法令等)」について、保有個人情報の所管課である実施機関の3課に開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対して、請求対象文書を分類し、次の決定を行った。
  - (1) 芦屋市総務部課税課(以下「実施機関1」という。)は、「大阪府泉南府税事務所長から芦屋市長に宛てられた照会書(○第○号○年○月○日)により、情報提供協力を行い(応諾)、また、その回答したものに含まれる請求者の全ての個人情報のうち起案文書」については部分開示決定処分を行い、「大阪府泉南府税事務所長から芦屋市長に宛てられた照会書(○第○号○年○月○日)により、情報提供協力を行い(応諾)、また、その回答したものに含まれる請求者の全ての個人情報のうち回答書本文及び添付書面」については不存在決定処分を行った。
  - (2) 芦屋市総務部債権管理課(以下「実施機関2」という。)は、「大阪府泉南府税事務所長から芦屋市長に宛てられた照会書(○第○号○年○月○日)により、情報提供協力を行い(応諾)、また、その回答したものに含まれる請求者の全ての個人情報のうち起案文書」については部分開示決定処分を行い、「大阪府泉南府税事務所長から芦屋市長に宛てられた照会書(○第○号○年○月○日)により、情報提供協力を行い(応諾)、また、その回答したものに含まれる

請求者の全ての個人情報のうち添付書面」については開示決定処分を行い、「大阪府泉南府税事務所長から芦屋市長に宛てられた照会書（○第○号○年○月○日）により、情報提供協力を行い（応諾）、また、その回答したものに含まれる請求者の全ての個人情報のうち回答書本文」については不存在決定処分を行った。

- (3) 芦屋市市民生活部市民課（以下「実施機関3」という。）は、「○年○月○日付け（○年○月○日交付）照会書」については部分開示決定処分を行い、「大阪府泉南府税事務所長から芦屋市長に宛てられた照会書（○第○号○年○月○日）に対して送付した住民票の写し」については不存在決定処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和4年1月31日付けで本件処分に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分を不服として、令和4年1月31日付けで処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 実施機関の回答として求めるものは、開示請求書の「開示を請求する保有個人情報の内容」に記載の個人情報そのものであって、どんな情報が流出したか、白い紙に該当の数値を列記するなどどんな形でもいいので、それを開示いただきたい。それにもかかわらず、現存を継続している市の保有個人情報を「不存在」として回答することは、芦屋市個人情報保護条例第19条に既に違反していることは明白である。
- (2) 不存在決定の対象である大阪府泉南府税事務所長への回答書及び添付書面について、「その原本を郵送しているため不存在の決定をした」と記載されているが、実施機関が主張する「保有個人情報は公文書に記録されているもの」という意味合いは、公文書上に採択された個人情報の文言や数値そのものである。これらは、例えば、住民基本台帳、市民税県民税額算出、固定資産台帳、課税標準額算出等全てのデータベースにより保有しているものである。個人情報はデータによって厳格に管理されているので、私の個人情報は必ずデータ内に存在しているはずである。行政行為をするに当たって、必ず起案をして、そこに

添付資料として送付したデータを残しているもので、該当のデータも当然残っているものと思われる。いくら官公庁からの法的根拠のある照会だとしても、起案もせずに個人情報を機械的に提供してしまうというのは問題である。「紙（公文書上に抽出転記した個人情報）が移動したからもうありません」は全く通用しないことは明白である。

- (3) 部分開示決定の対象である受付担当者等の印影について、受付担当者等は「開示請求者以外の特定の個人」には全く該当せず、事案処理に携わった職員そのものである。また、職制として会計年度任用職員であっても、本務をはじめ人権研修等各種研修の受講義務を帯びて市職員としてのサービスを全うするもので、厳然と立派な公務員・芦屋市職員である。したがって、記名及び印影等は全く覆う必要はなく、公益のための役務を行う公僕として、市税を職員費原資とする芦屋市職員として、堂々と表示するよう是正することを通告する。
- (4) 実施機関の大阪府泉南府税事務所への応諾については、一定の根拠法令があると思われるが、官公署からの調査依頼に対する個人情報の提供であり、個人情報を全部回答（満額回答）するのか、必要か否かを含めて、十分精査・質疑を経て、慎重に行うべきである。
- (5) 公文書公開請求から個人情報開示請求に変更すれば個人情報の提供ができると文書法制課の職員から明言があったが、実施機関が間違った行政行為（決定処分）をしたのはなぜなのか。また、当然文書法制課の職員の言及は、請求人に対して本件にかかる予定の公定力としても有効であるため、速やかに是正するべく、本件個人情報の全てを開示することを通告する。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書及び意見聴取において主張している内容は、次のように要約される。

まず、審査請求人が主張している「2 審査請求の理由」(1)及び(2)について、当該照会書に対する回答書として、○年○月○日付けで大阪府泉南府税事務所長宛てにその原本を郵送しているため、回答書本文及び添付書面について不存在の決定をした。なお、保有個人情報とは、芦屋市個人情報保護条例第2条第5号ただし書において「公文書（中略）に記録されているものに限る。」と規定されている。添付書面については、システムから出力をするものであるが、これらの情報は随時更新されるものであり、回答した文書を再現するには、再度、抽出・加工の処理が必要となる。

次に、審査請求人が主張している「2 審査請求の理由」(3)について、大阪府泉南府税事務所長から芦屋市長に宛てられた照会書における受付担当者印影は、受付担当者が会計年度任用職員であり、当該職員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(各府省申合せ)に準じ不開示とする決定をした。

大阪府泉南府税事務所長から芦屋市長に宛てられた照会書における府税事務所の請求担当者氏名についても、当該請求担当者が正規職員若しくは会計年度任用職員であるか知り得るものではなく、会計年度任用職員である可能性もあるため、不開示とする決定をした。

ユーザ名については、芦屋市に所属する職員ではなく、窓口業務受託者の従事者氏名であるため、条例第19条第2号に該当し、不開示とする決定をした。

## 第5 審査会の判断

- 1 本件請求に係る保有個人情報に関する実施機関の事務処理は、次のとおりである。

実施機関2が、大阪府泉南府税事務所長から芦屋市長宛てに送付された照会書及び回答書の様式を収受した後、当該照会書に紙で決裁をするための枠印を押し、それを起案文書とし、回答書の様式と併せて回議している。

回議は、実施機関3、実施機関1、実施機関2の順番で行われ、各実施機関の職員が枠印に押印(承認)することで決裁を行っている。各実施機関は、回答内容を回答書の様式に直接記入するのではなく、別紙に代えて回答することとしたため、照会書及び回答書の様式に別紙で回答する旨の印を押し、別紙を添付して回議している。

決裁完了後、実施機関2で回答書の様式及び別紙を大阪府泉南府税事務所宛てに発送処理をしている。

照会書は実施機関で保存しているが、郵送した回答書の様式及び別紙は写しを保存していない。

- 2 本件対象文書について

- (1) 実施機関は、本件請求に対する決定通知書の「請求に係る保有個人情報の内容」欄に、特定した全ての請求対象文書の具体的名称を記載していないが、実施機関が行った決定処分の判断の内容を正しく理解するためにも記載すべきであったと言える。本審査会が実施機関に確認した本件対象文書は次のとおりである。
- (2) 実施機関1は、本件請求に対し、次の文書を請求対象文書として特定した。

ア 大阪府泉南府税事務所からの照会書（以下「本件対象文書1」という。）の写し

大阪府泉南府税事務所から送付された、審査請求人の住民（外国人）登録状況、資産状況、市（町村）・府民税の課税、滞納状況等の照会書である。

イ 大阪府泉南府税事務所からの照会書に対する回答書（以下「本件対象文書2」という。）

大阪府泉南府税事務所から送付された、照会に対して回答するための回答書様式である。

ウ 市民税・県民税 賦課について（回答）（以下「本件対象文書3」という。）

本件対象文書1の照会内容のうち、市（町村）・府民税の課税内容を回答するため、本件対象文書2に別紙として添付した文書である。

エ 給与支払報告書（以下「本件対象文書4」という。）

本件対象文書1の照会内容のうち、市（町村）・府民税の課税内容を回答するため、本件対象文書2に別紙として添付した文書である。

オ 土地・家屋・償却（補充）資産課税台帳兼名寄帳（以下「本件対象文書5」という。）

本件対象文書1の照会内容のうち、資産状況を回答するため、本件対象文書2に別紙として添付した文書である。

(3) 実施機関2は、本件請求に対し、次の文書を請求対象文書として特定した。

ア 本件対象文書1の原本

イ 本件対象文書2

ウ 未納明細書（以下「本件対象文書6」という。）

本件対象文書1の照会内容のうち、滞納状況を回答するため、本件対象文書2に別紙として添付した文書である。

(4) 実施機関3は、本件請求に対し、次の文書を請求対象文書として特定した。

ア 本件対象文書1の写し

イ 住民票の写し（以下「本件対象文書7」という。）

本件対象文書1の照会内容のうち、住民（外国人）登録状況を回答するため、本件対象文書2に別紙として添付した文書である。

ウ 住民票の写しを発行したシステムのログ画面（以下「本件対象文書8」という。）

エ 住民票の写しの送付データ検索画面（領収書発行に用いるデータ）（以下「本件対象文書9」という。）

(5) 本件対象文書についてまとめると次の表のとおりである。

	文書名	実施機関 (所管課)	決定内容
本件対象文書 1	大阪府泉南府税事務所からの照会書	実施機関 1 (課税課) 実施機関 2 (債権管理課) 実施機関 3 (市民課)	部分開示
本件対象文書 2	大阪府泉南府税事務所からの照会書に対する回答書	実施機関 1 (課税課) 実施機関 2 (債権管理課)	不存在
本件対象文書 3	市民税・県民税 賦課について (回答)	実施機関 1 (課税課)	不存在
本件対象文書 4	給与支払報告書	実施機関 1 (課税課)	不存在
本件対象文書 5	土地・家屋・償却 (補充) 資産課税台帳兼名寄帳	実施機関 1 (課税課)	不存在
本件対象文書 6	未納明細書	実施機関 2 (債権管理課)	開示
本件対象文書 7	住民票の写し	実施機関 3 (市民課)	不存在
本件対象文書 8	住民票の写しを発行したシステムのログ画面	実施機関 3 (市民課)	部分開示
本件対象文書 9	住民票の写しの送付データ検索画面 (領収書発行に用いるデータ)	実施機関 3 (市民課)	部分開示

### 3 審査会の検討内容について

実施機関は、上記「2 本件対象文書について」のとおり請求対象文書を特定し、本件処分を行ったと説明しているため、その妥当性について検討することとする。

### 4 本件対象文書 1、本件対象文書 8 及び本件対象文書 9 の部分開示決定の妥当性について

#### (1) 条例第 19 条第 2 号該当性について

ア 条例第 19 条本文は、同条各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないと規定する。このうち第 2 号では、「開示請求者以外の個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別

することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの。」と規定している。通常は、これを不開示とするところ、ただし書ア又はイに該当する場合には、例外として開示する旨規定している。

#### イ 受付担当者の印影について（本件対象文書1）

実施機関は、受付担当者は会計年度任用職員であり、当該職員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（各府省申合せ）に準じ、不開示とする旨主張する。「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」は、補助的業務に従事する非常勤職員を除く公務員の職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものである。

本審査会から実施機関に確認したところ、受付担当者の印影は、会計年度任用職員が照会書を收受処理した時点及び回答書を発送処理した時点で押印するものであり、各府省申合せの取扱いに準じ、不開示としている。

会計年度任用職員の氏名、印影は、市が公表している情報ではなく、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると評価することもできないため、条例第19条第2号の不開示情報に該当すると認められる。

#### ウ 請求担当者の氏名について（本件対象文書1）

実施機関は、大阪府泉南府税事務所長から芦屋市長に宛てられた照会書における府税事務所の請求担当者氏名についても、当該請求担当者が正規職員若しくは会計年度任用職員であるか知り得るものではなく、会計年度任用職員である可能性もあるため、不開示とする旨主張する。

大阪府泉南府税事務所の請求担当者の氏名についても、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると解すべき根拠は見当たらず、条例第19条第2号の不開示情報に該当すると認められる。

#### エ ユーザ名について（本件対象文書8）

実施機関は、ユーザ名については、芦屋市に所属する職員ではなく、窓口業務受託者の従事者氏名であるため、条例第19条第2号に該当し、不開示とする旨主張する。ユーザ名は、窓口業務受託者の法人に所属する職員の氏

名であり、条例第19条第2号の不開示情報に該当すると認められる。

オ よって、受付担当者の印影、請求担当者の氏名及びユーザ名について、条例第19条第2号に該当するため不開示としたことは妥当である。

5 本件対象文書2、本件対象文書3、本件対象文書4、本件対象文書5及び本件対象文書7の不存在決定の妥当性について

実施機関1及び実施機関2は、弁明書及び意見聴取において、回答内容の決裁が完了した後、本件対象文書2は郵送し、写しはとっておらず、不存在であると主張している。また、本件の照会と同様の照会が年間多数あり、事務量が膨大であることから、回答書の写しはとっていないとも説明している。

実施機関1及び実施機関3は、弁明書及び意見聴取において、回答書の別紙の添付書面は郵送し、個人情報保護の観点からも写しはとっておらず、不存在であると主張している。添付書面はシステムから出力をするものであるが、情報は随時更新されるため、回答した文書を再現するには、再度、抽出・加工の処理が必要となると説明している。

本審査会から実施機関に確認したところ、回答書の別紙である本件対象文書3、本件対象文書5及び本件対象文書7は、電磁的記録としてシステム内に保存されている個人情報について、システムからその時点の情報を抽出して所定の様式に印刷するものである。

また、回答書の別紙である本件対象文書4は、電磁的記録としてシステム内に保存されており、回答にあたっては個人情報を一部加工修正して印刷するものである。

本審査会としては、実施機関の弁明書及び意見聴取において、本件対象文書2、本件対象文書3、本件対象文書4、本件対象文書5及び本件対象文書7の存在を推認させるような特段の事情が認められないことから、結論的には不存在の主張は認めざるを得ない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 付言

実施機関が不存在決定処分を行った文書について、実施機関が保存している照会書に「別紙のとおり」等の文言の記載があるにもかかわらず、実際には、その別紙の情報が保存されていないことは、公文書管理及び事務処理の在り方として適切であるとはいえず、実施機関は、少なくとも、提供された情報の項目等を事後的に確認できるような統一的なマニュアルを作成することによって、市民から

の問い合わせに対して速やかに対応できるようにすべきである。

また、実施機関が不存在決定処分を行った本件対象文書3、本件対象文書4、本件対象文書5及び本件対象文書7については、実施機関から、審査請求人が求める個人情報と同等の情報であれば別の方法で提供できると説明があったことから、実施機関は当該個人情報の提供方法について、再度審査請求人に説明することが望ましい。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年2月22日	諮問書の受理
令和4年4月13日	第1回審議 実施機関意見聴取
令和4年5月31日	第2回審議 審査請求人意見陳述
令和4年6月28日	第3回審議
令和4年7月26日	第4回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学名誉教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科教授	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	